

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 差戻前控訴審，上告審及び差戻後の当審において生じた訴訟費用は，次のとおりの負担とする。
 - (1) 控訴人Aと被控訴人武蔵府中税務署長との間に生じた費用は，これを7分し，その4を同控訴人の，その余を同被控訴人の負担とする。
 - (2) 控訴人Bと被控訴人渋谷税務署長との間に生じた費用は，これを7分し，その6を同控訴人の，その余を同被控訴人の負担とする。
 - (3) 控訴人C株式会社と被控訴人新宿税務署長との間に生じた費用は，これを7分し，その2を同控訴人の，その余を同被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人Aの被控訴人武蔵府中税務署長に対する請求
 - (1) 主位的請求

被控訴人武蔵府中税務署長が控訴人Aに対して平成3年3月12日付けでした同控訴人の昭和62年分の所得税に係る更正処分（ただし，平成17年12月16日付け更正処分によって一部取り消された後のもの）のうち，納付すべき税額1001万2900円を超える部分を取り消す。

- (2) 予備的請求

被控訴人武蔵府中税務署長が控訴人Aに対して平成3年3月12日付けでした同控訴人の昭和62年分の所得税に係る更正処分（ただし，平成17年12月16日付け更正処分によって一部取り消された後のもの）のうち，還付金に相当する金額7283万8237円を超える部分を取り消す。

3 控訴人Bの被控訴人渋谷税務署長（被控訴人武蔵府中税務署長の権限事務の承継者）に対する請求

被控訴人武蔵府中税務署長が控訴人Bに対して平成3年3月12日付けでした同控訴人の昭和62年分の所得税に係る更正処分（ただし、平成7年7月4日付け裁決及び平成17年12月16日付け更正処分によって一部取り消された後のもの）のうち、納付すべき税額4億2595万0600円を超える部分を取り消す。

4 控訴人株式会社C（以下「控訴会社」という。）の被控訴人新宿税務署長に対する請求

被控訴人新宿税務署長が控訴会社に対して平成3年3月18日付けでした昭和62年3月分の支払給与に係る源泉徴収所得税の納税の告知（ただし、平成7年7月4日付け裁決及び平成17年12月16日付け納税の告知により一部取り消された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

1 紛争の経緯の概要

(1) 昭和62年当時、控訴人Aは、控訴会社（当時の商号はD株式会社）及びその関連会社である株式会社E（昭和62年当時の商号は株式会社F。以下「F」という。）の代表者であり、控訴人Bは、控訴会社の役員であり、かつ、その関連会社である株式会社G（以下「G」という。）の代表者であった。

(2) 被控訴人らは、控訴会社が、昭和62年3月11日、控訴会社の株式300万株を発行価額500円で発行し（以下、上記発行に係る株式を「本件新株」という。）、控訴人Aがこのうち200万株を、同Bが84万株をそれぞれ引き受けたこと、控訴人Aが、同年5月12日、Gに対して上記のとおり引き受けた本件新株200万株を譲渡したこと（以下、上記譲渡に係る株式を「A譲渡株」という。）、控訴人Aが、同年3月30日及び31日、控訴会社からFの株式（以下「F株」という。）113万株を譲り受けたことをとらえ

て、につき、本件新株の時価と発行価額との差額が控訴人A及び同Bの一時所得に当たる、につき、控訴人Aに譲渡所得が生じている、につき、控訴会社から控訴人Aに対するF株の譲渡は低額譲渡に当たり、その時価と譲渡価額との差額が控訴人Aに対する賞与に相当するとして、控訴人A及び同Bの昭和62年分の所得税に係る更正及び控訴会社の昭和62年3月分の源泉徴収所得税に係る納税の告知をした（以下、上記各処分を「A更正」、「B更正」及び「本件納税告知」といい、併せて「本件各処分」という。）。

- (3) 控訴人らは、本件各処分について、異議申立て及び審査請求を行った結果、A更正については、これに対する異議申立て及び審査請求がいずれも棄却されたが、B更正については、平成7年7月4日付け裁決により一部が取り消され（なお、同裁決においては、控訴人Bが、同年3月26日、H株式会社（以下「H」という。）に対して本件新株18万7000株を譲渡したこと（以下、上記譲渡に係る株式を「B譲渡株」という。）につき、譲渡所得の発生が認定された。）、本件納税告知についても、平成7年7月4日付け裁決により一部が取り消された。
- (4) 控訴人Aは、主位的にA更正の取消しを、予備的に同処分のうち還付金に相当する金額7283万8237円を超える部分の取消しを求め、控訴人BはB更正の、控訴会社は本件納税告知の（ただし、いずれも前記(3)の各裁決によって一部取り消された後のもの）の各取消しを求める本件訴訟を提起した。
- (5) 原判決は、控訴人Aの主位的請求及びその余の控訴人らの請求をいずれも棄却し、控訴人Aの予備的請求に係る訴えを却下したので、控訴人らが控訴をした。
- (6) 差戻前控訴審判決は、控訴人らの各控訴をいずれも棄却したので、控訴人らが、差戻前控訴審が、文書提出命令申立てを却下し、却下決定に対する抗告許可の申立てを却下したこと、控訴人Aによる本件新株の引受けが、Gのための事務管理に当たることを否定したこと、控訴会社株及びF株の時

価を純資産価額方式によって算定するに当たって、法人税額等相当額を控除しなかったこと、控訴人Aの本件新株の引受けの意図に関する事実認定が経験則に違背すること、控訴人Aの予備的請求に係る訴えを却下したことなどには、重要な事項に関する法令の解釈に誤りがあるとして上告受理の申立てをした。

- (7) 最高裁判所は、上記上告受理の申立ての理由のうち、
、
及び
については、これを排除する決定をしたが、控訴人Aの昭和62年分の給与所得、一時所得及び譲渡所得、同Bの同年分の一時所得及び譲渡所得を算定するに前提となる課税時期における控訴会社株及びF株の価額（時価）の評価について、類似業種比準方式による評価と1株当たりの純資産価額による評価との選択が認められるべきであり、これらの評価方法により算定される価額の低い方をもって評価すべきであるとする差戻前控訴審判決の判断は是認しつつ、上記の1株当たりの純資産価額の算定に当たっては、課税時期における各資産を国税庁長官の発出した昭和39年4月25日付け直資56、直審（資）17「相続税財産評価に関する基本通達」（平成6年課評2-8、課資2-113による改正前のもの。以下「評価通達」という。）に定めるところによって評価した価額の合計額から課税時期における同社の負債の金額の合計額及び同通達186-2により計算した評価額に対する法人税額等に相当する金額（以下、この金額を「法人税額等相当額」という。）を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して算定すべきであり（以下、上記算定方式によって算定される株式の価額を、「純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）」という。）、1株当たりの純資産評価額の算定に当たって、法人税額等相当額を控除しなかった差戻前控訴審判決の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるとして、同判決を破棄し、控訴会社株及びF株について、課税時期における1株当たりの純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）と類似業種比準価額の低い方をもって評価し、これに基づいて控訴人らの納付すべき税額を算

定させるために、本件を当審に差し戻した（以下、上記判決を「本件上告審判決」という。）。

(8) 本件上告審判決を受けて、被控訴人らは、平成17年12月16日付けをもって、改めて、控訴人らに対し、再更正及び訂正の告知を行い、控訴人らが納付すべき税額を減額した（以下、上記再更正後のA更正を「A再更正」、上記再更正後のB更正を「B再更正」といい、上記訂正の告知後の本件納税告知を「本件訂正告知」といい、これらを併せて「本件各再更正等」という。）。

(9) 当審の口頭弁論終結時における審理の対象は、本件各再更正等の適法性である。

2 争いのない事実

以下のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄「第二 事案の概要」の「一 前提となる事実（当事者間に争いのない事実である。）」記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決中、「E」とあるのは、すべて「F」と改める（以下の原判決の引用においても同じ。）。

同判決13頁5行目から18頁3行目までを次のとおり改める。

「(1) A再更正に至る経緯

控訴人Aは、別表1の1「確定申告」欄記載のとおり昭和62年分の所得税の確定申告をしたが（その内訳は別表1の2「確定申告」欄記載のとおり）、被控訴人武蔵府中税務署長は、別表1の1、1の2「更正処分」欄記載のとおりA更正を行い、同処分については、同表記載の経過の下に、平成17年12月16日、同表「再更正処分」欄記載のとおり、その一部が取り消された。

(2) B再更正に至る経緯

控訴人Bは、別表2の1「確定申告」欄記載のとおり昭和62年分の所得税の確定申告をしたが（その内訳は別表2の2「確定申告」欄記載のとおり）、被控訴人武蔵府中税務署長の権限及び事務を承継した同渋谷税務署

長は、別表2の1、2の2「更正処分」欄記載のとおりB更正を行い、同処分については、同表記載の経過の下で、平成7年7月4日付け裁決及び平成17年12月16日付け再更正により、同表「裁決」欄及び「再更正処分」欄記載のとおり、その一部が取り消された。

(3) 本件訂正告知に至る経緯

被控訴人新宿税務署長は、別表3「告知処分欄」記載のとおり本件納税告知を行い、同処分については、同表記載の経過の下で、平成7年7月4日付け裁決及び平成17年12月16日付け訂正の告知により、同表「裁決」欄及び「訂正告知処分」欄記載のとおり、その一部が取り消された。」

3 本件各再更正等の適法性に関する被控訴人らの主張

(本項記載の事実のうち、その金額等について当事者間に争いがない事実については、かっこ内に「争いがない。」と記載した。)

控訴人A及び同Bの昭和62年分の所得金額及び納付すべき税額並びに控訴会社が昭和62年3月に控訴人Aに支給した賞与の額とこれに係る源泉所得税額は以下のとおりであり、本件各再更正等は、いずれも適法である。

(1) A再更正の根拠(別表1の2「再更正処分」欄参照)

ア 総所得金額 65億8646万3304円

上記金額は、次の(ア)ないし(キ)の金額の合計金額である。

(ア) 不動産所得の金額(争いがない。) 1725万1425円

(は損失を示す。)

(イ) 配当所得の金額(争いがない。) 3554万0404円

(ウ) 給与所得の金額 16億5134万3250円

上記金額は、次のaの金額から、bの給与所得控除額を控除した後の金額である。

a 給与等の収入金額 17億3993万5000円

上記金額は、次の と の金額の合計金額である。

確定申告における給与等の収入金額（争いがない。）

8 5 6 1 万 5 0 0 0 円

控訴会社から支給された賞与に相当する金額

1 6 億 5 4 3 2 万円

上記金額は、控訴人 A が控訴会社から昭和 6 2 年 3 月 3 0 日及び同月 3 1 日に譲り受けた F 株に係る 1 株当たりの経済的利益の金額に譲受株数を乗じた金額であり、控訴会社から支給された賞与に相当する金額として、控訴人 A の昭和 6 2 年分所得税の計算において給与所得の収入金額に加算される金額である。

1 株当たりの経済的利益の金額

1 4 6 4 円

上記金額は、昭和 6 2 年 3 月中に、控訴人 A が、控訴会社から譲り受けた F 株の 1 株当たりの純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）2 6 6 4 円（別紙 1 参照）から譲受価額 1 2 0 0 円を差し引いた金額である（別表 1 の 3 「純資産価額方式」欄参照）。

譲受株数（争いがない。）

昭和 6 2 年 3 月 3 0 日の譲受株数

9 0 万株

昭和 6 2 年 3 月 3 1 日の譲受株数

2 3 万株

b 給与所得控除額

8 8 5 9 万 1 7 5 0 円

上記金額は、所得税法 2 8 条 3 項 5 号（ただし、昭和 6 2 年法律第 9 6 号による改正後で、平成元年法律第 6 8 号による改正前のもの）に規定する給与所得控除額である。

(I) 雑所得の金額（争いがない。）

2 万円

(オ) 一時所得の金額

3 4 億 5 2 7 7 万 5 8 0 0 円

上記金額は、控訴人 A が控訴会社から引き受けた控訴会社株 2 0 0 万株のうち、一時所得の対象となる 1 7 3 万 0 8 4 0 株に係る所得金額であり、次の a の総収入金額から、b の特別控除額を控除した後の金額に、所得税

法 22 条 2 項 2 号の規定に従い 2 分の 1 を乗じた金額である。

a 一時所得の総収入金額 69 億 0605 万 1600 円

上記金額は、次の控訴会社株の 1 株当たりの の価額から の価額を差し引いた の金額に の株数を乗じた金額である（別表 1 の 4 「純資産価額方式」欄参照）。

控訴会社株の 1 株当たりの価額 4490 円

上記価額は、純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）により評価した昭和 62 年 3 月時における控訴会社株 1 株当たりの価額である（別紙 2 の 1）。

控訴会社株の 1 株当たりの引受価額 500 円

上記価額は、控訴人 A が引き受けた控訴会社株の 1 株当たりの引受価額である。

控訴会社株の 1 株当たりの収入金額 3990 円

上記金額は、上記 の価額から の引受価額を差し引いた経済的利益の額である。

一時所得の対象となる控訴会社株の引受株数

173 万 0840 株

上記株数は、控訴人 A が引き受けた控訴会社株 200 万株のうち、株主等として新株引受権が与えられたもの以外の引受株数である。

b 特別控除額 50 万円

上記金額は、所得税法 34 条 3 項に規定する特別控除額である。

(カ) 短期譲渡所得の額 14 億 3407 万 0550 円

上記金額は、控訴人 A が G に譲渡した控訴会社株 200 万株のうち、取得の日以後 5 年以内の短期譲渡所得の対象となる 191 万 9800 株に係る所得金額であり、次の a の総収入金額から、b の取得費及び c の譲渡費用を控除し、さらに、d の特別控除額を控除した後の金額である。

a 短期譲渡所得の総収入金額 87億7348万6000円

上記金額は、次の控訴会社株の1株当たりの の価額に の譲渡株数を乗じた金額である（別表1の5の短期譲渡所得の「純資産価額方式」欄参照）。

控訴会社株の1株当たりの譲渡価額 4570円

上記金額は、純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）により評価した昭和62年5月時における控訴会社株1株当たりの価額4574円（別紙2の2）から配当期待権の金額4円を控除した後の価額である。

短期譲渡所得の対象となる控訴会社株の譲渡株数

191万9800株

上記株数は、控訴人AがGに譲渡した控訴会社株200万株のうち、取得の日から5年以内の譲渡株数である。

b 取得費の額 73億3363万6000円

上記金額は、上記a の控訴会社株に係る取得価額である。当該金額の根拠は、別表1の6〔取得費〕欄のとおりである。

c 譲渡費用の額 527万9450円

上記金額は、上記a の控訴会社株に係る有価証券取引税の額である。当該金額の根拠は、別表1の6〔譲渡費用〕欄のとおりである。

d 特別控除額 50万円

上記控除額は、所得税法33条4項に規定する控除額である。

(キ) 長期譲渡所得の額 2996万4725円

上記金額は、控訴人AがGに譲渡した控訴会社株200万株のうち、取得の日以後5年を超える長期譲渡所得の対象となる8万0200株に係る所得金額であり、次のaの総収入金額から、bの取得費及びcの譲渡費用を控除した金額に、所得税法22条2項2号の規定に従い2分の1を乗じ

た金額である。

a 長期譲渡所得の総収入金額 3億6651万4000円

上記金額は、次の控訴会社株の1株当たりの の価額に の譲渡株数を乗じた金額である（別表1の5の長期譲渡所得「純資産価額方式」欄参照）。

控訴会社株の1株当たりの譲渡価額 4570円

上記価額は、昭和62年5月時における控訴会社株の1株当たり価額を純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）により評価した価額4574円（別紙2の2）から配当期待権の金額4円を控除した後の価額である。

長期譲渡所得の対象となる控訴会社株の譲渡株数

8万0200株

上記株数は、控訴人AがGに譲渡した控訴会社株200万株のうち、取得の日から5年を超える譲渡株数である。

b 取得費の額 3億0636万4000円

上記金額は、上記a の控訴会社株に係る取得価額である。当該金額の根拠は、別表1の6〔取得費〕欄のとおりである。

c 譲渡費用の額 22万0550円

上記金額は、上記a の控訴会社株に係る有価証券取引税の額である。当該金額の根拠は、別表1の6〔譲渡費用〕欄のとおりである。

イ 分離課税に係る長期譲渡所得の金額（争いが無い。）

6693万9853円

ウ 所得控除の額（争いが無い。）

207万6260円

エ 課税総所得金額

65億8438万7000円

上記金額は、前記アの総所得金額65億8646万3304円から前記ウの所得控除の額207万6260円を控除し、国税通則法（以下「通則法」

という。) 118条1項の規定に基づき, 1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

オ 課税分離長期譲渡所得金額(争いがない。) 6693万9000円

上記金額は, 前記イの分離課税に係る長期譲渡所得金額6693万9853円から, 通則法118条1項の規定に基づき, 1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

カ 算出税額 39億5969万1100円

上記金額は, 次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 39億4360万9700円

上記金額は, 前記エの課税総所得金額65億8438万7000円に所得税法89条(ただし, 昭和62年法律第96号による改正後で, 昭和63年法律第109号による改正前のもの)に規定する税率を適用して算出した金額である。

(イ) 課税分離長期譲渡所得金額に対する税額(争いがない。)

1608万1400円

キ 納付すべき税額 28億7040万9300円

上記金額は, 前記カの算出税額から, 次の(ア)及び(イ)を控除し, 通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額から次の(ウ)を控除した金額である。

(ア) 配当控除の額(争いがない。) 177万7020円

上記金額は, 控訴人Aの昭和62年分所得税の確定申告書に配当控除の額として記載された金額と同額である。

(イ) 源泉所得税額 10億8066万5117円

上記金額は, 次のa及びbの合計金額である。

a 確定申告書に記載された源泉所得税額(争いがない。)

5662万8533円

b 本件訂正告知に係る源泉所得税額 10億2403万6584円

上記金額は、後記(3)イの本件訂正告知に係る源泉所得税額である。

(ウ) 予定納税額(争いが無い。) 683万9600円

(2) B再更正の根拠(別表2の2「再更正処分」欄参照)

ア 総所得金額 16億6480万1304円

上記金額は、次の(ア)ないし(イ)の金額の合計金額である。

(ア) 給与所得の金額(争いが無い。) 1529万9800円

(イ) 一時所得の金額 16億2479万5205円

上記金額は、控訴人Bが控訴会社から引き受けた控訴会社株84万株のうち、一時所得の対象となる81万4559株に係る所得金額であり、次のaの総収入金額から、bの特別控除額を控除した後の金額に、所得税法22条2項2号の規定に従い2分の1を乗じた金額である。

a 一時所得の総収入金額 32億5009万0410円

上記金額は、次の控訴会社株の1株当たりの の価額から の価額を差し引いた の金額に の株数を乗じた金額である(別表2の3「純資産価額方式」欄参照)。

控訴会社株の1株当たりの価額 4490円

上記価額は、純資産価額(法人税額等相当額を控除したもの)により評価した昭和62年3月時における控訴会社株1株当たりの価額である(別紙2の1)。

控訴会社株の1株当たりの引受価額 500円

上記価額は、控訴人Bが引き受けた控訴会社株の1株当たりの引受価額である。

控訴会社株の1株当たりの収入金額 3990円

上記金額は、上記 の価額から の引受価額を差し引いた経済的利益の額である。

一時所得の対象となる控訴会社株の引受株数 81万4559株

上記株数は、控訴人Bが引き受けた控訴会社株84万株のうち、株主等として新株引受権が与えられたもの以外の引受株数である。

b 特別控除額 50万円

上記金額は、所得税法34条3項に規定する特別控除額である。

(ウ) 短期譲渡所得の額 2443万3799円

上記金額は、控訴人BがHに譲渡した控訴会社株18万7000株のうち、取得の日以後5年以内の短期譲渡所得の対象となる18万3000株に係る所得金額であり、次のaの総収入金額から、bの取得費及びcの譲渡費用を控除し、さらに、dの特別控除額を控除した後の金額である。

a 短期譲渡所得の総収入金額 8億2167万円

上記金額は、次の控訴会社株の1株当たりの の価額に の譲渡株数を乗じた金額である（別表2の4の短期譲渡所得「純資産価額方式」欄参照）。

控訴会社株の1株当たりの譲渡価額 4490円

上記金額は、純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）により評価した昭和62年3月時における控訴会社株1株当たりの価額である（別紙2の1）。

短期譲渡所得の対象となる控訴会社株の譲渡株数

18万3000株

上記株数は、控訴人BがHに譲渡した控訴会社株18万7000株のうち、取得の日から5年以内の譲渡株数である。

b 取得費の額 7億9623万3000円

上記金額は、上記a の控訴会社株に係る取得価額である。当該金額の根拠は、別表2の5〔取得費〕欄のとおりである。

c 譲渡費用の額 50万3201円

上記金額は、上記 a の控訴会社株に係る有価証券取引税の額である。
当該金額の根拠は、別表 2 の 5〔譲渡費用〕欄のとおりである。

d 特別控除額 50万円

上記控除額は、所得税法 33 条 4 項に規定する控除額である。

(I) 長期譲渡所得の額 27万2500円

上記金額は、控訴人 B が H に譲渡した控訴会社株 18万7000株のうち、取得の日以後 5 年を超える長期譲渡所得の対象となる 4000株に係る所得金額であり、次の a の総収入金額から、b の取得費及び c の譲渡費用を控除した金額に、所得税法 22 条 2 項 2 号の規定に従い 2 分の 1 を乗じた金額である。

a 長期譲渡所得の総収入金額 1796万円

上記金額は、次の控訴会社株の 1 株当たりの の価額に の譲渡株数を乗じた金額である（別表 2 の 4 の長期譲渡所得「純資産価額方式」欄参照）。

控訴会社株の 1 株当たりの譲渡価額 4490円

上記価額は、純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）により評価した昭和 62 年 3 月時における控訴会社株 1 株当たりの価額である（別紙 2 の 1）。

長期譲渡所得の対象となる控訴会社株の譲渡株数 4000株

上記株数は、控訴人 B が H に譲渡した控訴会社株 18万7000株のうち、取得の日から 5 年を超える譲渡株数である。

b 取得費の額 1740万4000円

上記金額は、上記 a の控訴会社株に係る取得価額である。当該金額の根拠は、別表 2 の 5〔取得費〕欄のとおりである。

c 譲渡費用の額 1万0999円

上記金額は、上記 a の控訴会社株に係る有価証券取引税の額である。

当該金額の根拠は、別表2の5〔譲渡費用〕欄のとおりである。

イ 所得控除の額（争いが無い。） 134万9115円

ウ 課税総所得金額 16億6345万2000円

上記金額は、前記アの総所得金額16億6480万1304円から前記イの所得控除の額134万9115円を控除し、通則法118条1項の規定に基づき、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

エ 算出税額 9億9104万8700円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額16億6345万2000円に所得税法89条（ただし、昭和62年法律第96号による改正後で、昭和63年法律第109号による改正前のもの）に規定する税率を適用して算出した金額である。

オ 納付すべき税額 9億8679万7000円

上記金額は、前記エの算出税額から、源泉所得税額425万1648円（争いが無い。）を控除し、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(3) 本件訂正告知の根拠（別表3「訂正告知処分」欄参照）

ア 控訴人Aに支給した賞与に相当する金額 16億5432万円

上記金額は、前記(1)ア(ウ)a 記載の金額で、控訴会社が控訴人Aに昭和62年3月30日及び同月31日に支給した賞与に相当する金額で、控訴人Aの昭和62年分所得税の計算において給与所得の収入金額に加算される金額である（別表1の3「純資産価額方式」欄参照）。

イ 源泉所得税の納付すべき税額 10億2403万6584円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の源泉所得税の合計額であり、控訴人Aの昭和62年分所得税の計算において源泉所得税額に加算される金額である。

(ア) 昭和62年3月30日の賞与に相当する金額に対する源泉所得税額

8億1527万0184円

上記金額は、同日付けでされたF株90万株の譲り渡しによって控訴人Aに支給した賞与に相当する金額13億1760万円について、所得税法186条2項1号（昭和59年法律第5号による改正後で、昭和62年法律第96号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づいて徴収すべき税額である。

(イ) 昭和62年3月31日の賞与に相当する金額に対する源泉所得税額

2億0876万6400円

上記金額は、同日付けでされたF株23万株の譲り渡しによって控訴人Aに支給した賞与に相当する金額3億3672万円について、所得税法186条2項1号の規定に基づいて徴収すべき税額である。

4 争点に関する当事者の主張

(1)のとおり原判決を引用するほか、当審における当事者の主張は、(2)ないし(5)記載のとおりである。

(1) 以下のとおり訂正した上、原判決「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」の「四 争点に関する当事者の主張」の1、2及び6を引用する。

ア 原判決63頁1行目の「評価については、」から2行目「算定すべきである。」までを、次のとおり改める。

「価額については、課税時期である昭和62年3月時における1株当たりの純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）と類似業種比準価額の低い方をもって算定すべきところ、前者が後者よりも低いので、前者をもってこれを算定すべきことになる。」

イ 同66頁5行目の「後記3」から7行目の「相当である。」までを次のとおり改める。

「前記のとおり、純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）をもって評価するのが相当である。」

(2) A譲渡株の引受け及びその譲渡による所得に対して課税することの適法性

ア 控訴人Aの主張

(ア) 本件新株のうち控訴人Aが引き受けた200万株は、当初からGに取得させる予定であったが、Gが引受資金の融資を受けることは困難であったため、Gがその取得資金の融資を得やすい状況を作り出すために、いったん、控訴人Aが銀行から融資を受けて、本件新株200万株を引き受けたにすぎず、A譲渡株は、実質的にはGが取得したものである。このことは、以下の事実によって明らかである。

a 控訴人Aは、A譲渡株を昭和62年3月11日に引き受けたが、同年5月12日にはGにこれを譲渡しており、この間わずか2か月である。しかも、控訴人Aは、A譲渡株の引受価額と全く同額でGにこれを譲渡し、この際、事務管理費用（同控訴人が銀行に支払った利息の支払請求権）と本来であればGが受け取るべき配当金の引渡債務とを相殺し、事務管理費用の超過額は同控訴人において負担したままとして、Gのために有利な方法で処理を終えている。

b 昭和62年当時のGは、経営実績2年の会社で、営業損益も赤字であり、金融機関に対する預金額はI銀行、J銀行、K銀行、L銀行（以下、まとめて「本件各金融機関」という。）とも50万円から100万円程度であり、本件各金融機関からの借入実績も皆無であって、10億円にものぼる借入申込みは拒否されるところを以て、Gが本件株式の引受資金を調達することは事実上不可能であった。このため、控訴人Aは、同控訴人が10億円の借入れをして本件各金融機関からいったん現金を支出させた後に、同控訴人が連帯保証をすることを条件に、全く同じ融資条件でGから借入れの申込みをさせることによって、Gに対する融資をしやすい状況を作り出し、その結果、当初の予定どおりGに本件新株のうち200万株を取得させることが可能になったのである。

c 控訴人Aは、控訴会社とFとの合併、その株式上場による創業者利益

の獲得を企図してA譲渡株を引き受けたとされるが、実際には、上記合併や上場の計画は全く存在しない。かえって、当時、Fは、昭和63年9月の株式上場に向けて準備を進めており、そこでは、Fの親会社である控訴会社からの独立性を保つための動きが進行していたのである。したがって、控訴人Aが自らA譲渡株を引き受ける理由がない。

この点に関し、控訴人AがA譲渡株を引き受ける際の払込資金の融資及び同控訴人の連帯保証の下で行われたGに対する融資に際して作成されたJ銀行、I銀行、L銀行の各稟議書等（乙22ないし34号証（枝番を含む。）。以下「本件各稟議書」という。）が存在する。しかし、本件に係る調査を担当したM調査官の質問調査権の行使は、調査の必要性を欠き、その入手方法が極めて違法性の高いものであった疑いがあるなどの点で違法であり、本件各稟議書は、証拠能力を欠くものというべきである。また、当時は、いわゆるバブル期にあつて、金融機関は、厳密な調査も査定もないまま融資を実行しており、本件各稟議書は、そもそも信用性が乏しいものといえるし、しかも、控訴会社のメインバンクであるK銀行の稟議書が提出されていないことや、提出された稟議書の記載内容に不一致があることなどからみても信用性に欠けることが明らかである。

(イ) 実質課税の原則違反

所得の形式的な帰属先ではなく、実質的な帰属先を明らかにして、その帰属先に課税することが実質課税の原則の趣旨とするところである。

上記(ア)の事実関係からすれば、控訴人Aが形式的にA譲渡株を引き受けたとしても、控訴人Aは、その引受け及び譲渡によって、一切現実的な利益を得ておらず、数十億円という課税に対する担税力はない。経済的利益を実質的、終局的に取得したのはGにほかならず、所得の帰属先はGとされなければならない。

(ウ) 事務管理

上記(ア)の事実関係を法的に構成すると、控訴人Aは、GのためにA譲渡株に係る株式の申込みと引受けを行ったものであり、上記行為については事務管理が成立しているものというべきである。そして、控訴人AのGに対するA譲渡株の譲渡行為は、事務管理者が本人のために受け取った金品をそのまま本人に引き渡したというにすぎず、そこに、事務管理者である控訴人Aに担税力が生ずる余地はない。

イ 被控訴人武蔵府中税務署長の主張

(ア) 以下の事実によれば、控訴人Aが、A譲渡株を取得したことは明らかである。

a 控訴会社は、昭和62年2月9日開催の控訴会社の臨時取締役会において新株300万株を発行価額1株当たり500円で発行し、うち200万株を第三者割当てにより控訴人Aに割り当てることを決議し、控訴人Aは、当該決議に基づく払込期日である同年3月11日に本件新株200万株の発行価額全額の払込みを完了し、A譲渡株200万株を取得したものである。

b 仮にGが当初から本件新株200万株を取得しようとしたならば、本件各金融機関とも、控訴会社が多額の含み資産を有しており、Gが引き受ける本件新株を担保として取得できれば、融資の担保としては十分であると考えていたことからすると、控訴人Aの保証を得ることによって、その取得資金調達をすることは可能であったし、また、控訴人Aがいったん融資を受けた後、Gが同控訴人から本件新株の取得資金を借り入れて、本件新株を引き受ければ足りるのであるから、控訴人Aの前記ア(ア)bの主張は不自然である。

c 貸出稟議書は、金融機関の内部資料とはいえ、多額の金銭の貸出しに関する資料となるものであるから、全く根拠のない虚偽の事実が記載さ

れるとは一般に考え難い。控訴人Aに対して本件新株の引受資金を貸し付けた本件各金融機関が、控訴会社が上場を計画しており、控訴人Aによる本件新株の引受けがその際の創業者利益の確保を目的とするものであるというような重大な事実について、控訴会社からの聞き取りもなく、虚偽の事実を記載するなどということは考えられない。しかも、控訴人Aの創業者利益の確保の観点から本件新株の割当てがされたこと、その後の事情変更によりGに譲渡することになったことについては、本件各稟議書の記載は一致している。金利負担に耐えられなくなったこと及び相続税対策の両方の理由から、控訴人Aは、GにA譲渡株を譲渡しているのであるから、本件各稟議書にその一方の理由だけが記載されているからといって、本件各稟議書の信用性が失われるものではない。

(1) 控訴人Aは創業者利益の確保などを目的として、自らの計算においてA譲渡株を引き受けたのであるから、事務管理が成立する余地はないし、A譲渡株の引受け及び譲渡による所得に対して課税することが実質課税の原則に違反するものとはいえない。

(3) B譲渡株の引受け及びその譲渡による所得に対して課税することの適法性

ア 控訴人Bの主張

本件新株の発行については、昭和62年2月9日に開催された控訴会社の臨時取締役会において決議がされ、既にその発行手続が相当に進んだ同年3月上旬になってから、控訴会社の株主であるHから、発行手続に問題があること、株主の持株比率を変更することになることの指摘があり、その点についての抗議がされた。本来であれば、新株発行手続をやり直すべきであったが、新株引受けのための控訴人Bに対する銀行融資も決定していたこともあり、控訴会社は、Hとの間で協議した結果、上記手続上の不備と持株比率の変更を是正する方法として、手続をやり直すのではなく、控訴人Bが引き受けた株式のうち18万7000株をHに引き渡すことを合意をし、同年3月

19日に開催された取締役会において，上記譲渡を承認する決議を行ったものである。

以上のとおり，控訴人BがB譲渡株18万7000株の名義を保有していたのはわずか2週間，控訴会社の取締役会で譲渡承認がされた同年3月19日まででみるとわずか1週間であり，しかも，同控訴人は，引受価額と全く同額でHに譲渡しているのである。控訴人Bは，Hからの抗議に対する是正措置の一環として，形式的に名義をごく短期間保有したにすぎず，同控訴人には，B譲渡株の引受け及び譲渡によって，一切現実的な利益を得ておらず，課税に対する担税力はない。実質課税の原則からすれば，経済的利益を実質的，終局的に取得したのはHにほかならず，所得の帰属先はHとされなければならない。

イ 被控訴人渋谷税務署長の主張

控訴人BのHに対するB譲渡株の譲渡が，本件新株発行手続の瑕疵の是正のために行われたとする同控訴人の主張は，事実関係において，真実に反するものであるし，また，上記譲渡によって，取締役会の通知の欠缺，新株発行の通知の欠缺などの手続的瑕疵が是正されるものではない。上記譲渡は，本件新株発行が有効であることを前提として，事後的に，Hの持株比率を回復するために行われたものというべきである。

(4) 課税時期のF株の時価を売買実例により算定すべきか。

ア 控訴人A及び控訴会社の主張

昭和45年7月1日付け直審(所)30例規「所得税基本通達」(平成10年課法8-2，課所4-5による改正前のもの。以下，単に「所得税基本通達」という。)23～35共-9(4)イは，非上場株式の評価方法について，「売買実例があるものにあつては，最近において売買が行われたもののうち適正と認められる価額」によるものと定める。このような基準が定められている以上，当該株式について売買実例が存在する場合にあつては，売買の相手方

について、特別の利害関係がないという第三者性が確保されている以上、その売買代金額が特別に非合理に実体とかけ離れた価額でない限り、それは売買実例として尊重されるべきである。

控訴会社は、昭和62年3月30日、I銀行及びN銀行（以下、両行を併せて「I銀行ら」という。）に対してF株を譲渡しているが、両行は、控訴会社のメインバンクでもない通常の取引先であり、取引支配関係、人的支配関係のいずれもが存在しない純然たる第三者に該当する。

そして、その売買代金額（1株1200円）は、O株式会社第二企業部が昭和61年2月に発行した「発行価額算定書」（以下「発行価額算定書」という。）と昭和62年3月3日付け「株式会社F株式売却資料」（以下「売却資料」という。）により確認された金額であり、関係者全員が適正な価額であると認識していた。しかも、この価額については、昭和60年5月23日に大蔵大臣に提出されている株価算定書添付の昭和60年5月の株価算定書、昭和61年2月18日に同大臣に提出されている有価証券通知書に添付されている昭和61年2月の発行価額算定書においても確認されているのである。

以上のように、上記譲渡の相手方であるI銀行らについては特別の利害関係のない第三者性が確保されており、かつ、1株1200円という株価は、専門家による分析と試算を経て、その資料が大蔵省に提出されていることからすれば、少なくとも、所得税基本通達23～35共9(4)イにいう「適正と認められる価額」というべきである。

イ 被控訴人武蔵府中税務署長及び同新宿税務署長の主張

控訴人A及び控訴会社が売買実例として挙げるI銀行らへのF株の譲渡は、他の金融機関等と同程度の株式をI銀行らにも保有してもらい、安定株主を増やすとともに、将来にわたる両行との円滑な取引を期待してされたという側面があることは否定できず、利害関係のからまない公正な取引とはいえない。

また、発行価額算定書及び売却資料の基礎となったデータは、控訴会社の第22期（昭和58年9月1日から昭和59年8月31日までの事業年度）及び第23期（昭和59年9月1日から昭和60年8月31日までの事業年度）という古い事業年度の資本合計及び当期利益が使われている上、純資産価額を時価評価せず帳簿価額で評価しており、Fが所有している土地について実際よりも低く計算されている。

したがって、かかる売買価額をもって「適正と認められる価額」ということはできない。

(5) 課税時期におけるF株及び控訴会社株の純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）の算定の基礎となる資産評価の適法性

ア 被控訴人らの主張

(ア) 本件上告審判決の判断に従えば、控訴会社及びF株の1株当たりの純資産価額（法人税額等相当額を控除した額）と類似業種比準価額を算定し、その算定した純資産価額と類似業種比準価額との低い方をもって課税時期における控訴会社株及びF株の時価を評価した上で、控訴人らの納付すべき税額を算定すべきことになる。

(イ) 控訴会社株及びF株の評価額

a F株の昭和62年3月時の評価額

類似業種比準方式による1株当たりの評価額 5984円

上記価額は、類似業種比準方式によるF株の1株当たりの評価額であり、原判決が認定した評価額である。

純資産価額方式による1株当たりの評価額 2664円

上記価額は、純資産価額方式（法人税額等相当額を控除する評価方式）による控訴会社株の1株当たりの評価額であり、別紙1のとおり算出した評価額である。

F株の1株当たりの評価額 2664円

昭和62年3月時のF株の評価額は、上記 と の価額のうち低額である純資産価額方式による評価額2664円となる。

b 控訴会社株の昭和62年3月時の評価額

類似業種比準方式による1株当たりの評価額 4823円

上記価額は、類似業種比準方式による控訴会社株の1株当たりの評価額であり、原判決が認定した評価額である。

純資産価額方式による1株当たりの評価額 4490円

上記価額は、純資産価額方式（法人税額等相当額を控除する評価方式）による控訴会社株の1株当たりの評価額であり、別紙2の1のとおり算定した評価額である。

控訴会社株の1株当たりの評価額 4490円

昭和62年3月時の控訴会社株の評価額は、上記 と の価額のうち低額である純資産価額方式による評価額4490円となる。

c 控訴会社株の昭和62年5月時の評価額

類似業種比準方式による1株当たりの評価額 7580円

上記価額は、類似業種比準方式による控訴会社株の1株当たりの評価額であり、原判決が認定した評価額である。

純資産価額方式による1株当たりの評価額 4574円

上記価額は、純資産価額方式（法人税額等相当額を控除する評価方式）による控訴会社株の1株当たりの評価額であり、別紙2の2のとおり算出した評価額である。

控訴会社株の1株当たりの評価額 4574円

昭和62年5月時の控訴会社株の評価額は、上記 と の価額のうち低額である純資産価額方式による評価額4574円となる。

(ウ) 別紙1，同2の1，同2の2記載のとおり、被控訴人らは、F株及び控訴会社株の1株当たりの評価額を純資産価額方式（法人税額等相当額を控

除する評価方式)によって算定するに当たり、昭和62年3月時(控訴会社については本件新株発行前)における資産及び負債の額については、控訴人らが原審において主張し、原判決が認定した額をそのまま採用してこれを算定した上、課税時期における控訴会社株の1株当たりの評価額については、同年3月11日の増資による払込金額についてのみ調整を行ったほかは、資産、負債の金額については変動がないものとして、これを算定した。

(I) 時機に後れた攻撃防御等

控訴人らは、差戻後の当審において、保有土地の純資産価額の具体的算定方法について、新たな主張を始めた。しかし、被控訴人らがA再更正、B再更正及び本件訂正告知の基礎とした各課税時期における控訴会社及びFの資産の額は、控訴人らが審査請求時に国税不服審判所長に対して提出した「反論書」(甲24)に記された金額であり、控訴人らは、上記「反論書」は、税理士らを中心に控訴会社及びFの関係者でプロジェクトチームを組織し、衆知を集めて検討、調査、計算の上で作成したものであるとして、国税不服審判所長に提出したものであること、控訴人らは、本件訴訟提起後も、上記「反論書」を甲24号証として提出し、一貫して、その評価方法が合理性を有すると主張してきたこと、原判決は、控訴人らが主張する課税時期における控訴会社及びFの資産の額をもって、控訴人らが「自認する」評価額であるとして、その認定の基礎としており、控訴人らは、差戻前控訴審において、原判決の上記認定を全く争ってはいなかったのである。

以上の経過から明らかなように、差戻後の当審における控訴人らの新たな主張は、原審段階から主張することが十分に可能であったにもかかわらず、原審及び差戻前控訴審を通じてその主張を行わず、差戻後の当審に至って、それまで堅持してきた自らの主張を覆すものであって、このような

主張・立証は、故意又は重大な過失により時機に後れたものというほかはないし、訴訟上の信義則にも反するものといえる。そして、改めて課税時期における控訴会社及びFの資産の評価を行おうとすれば、訴訟の完結が遅延することは明らかである。

したがって、差戻後の当審における控訴人らの新たな主張は、民事訴訟法157条1項及び訴訟上の信義則に照らし、却下されるべきである。

イ 控訴人らの主張

(ア) 差戻後の当審における新たな主張

a 公示価格に比準した土地価格の適切さ

被控訴人らは、F及び控訴会社の課税時期における保有土地の評価に当たり、棚卸資産のうち、保有1年以内の土地については帳簿価額によってこれを評価し、保有1年以上のものについては公示価格比準価格と帳簿価額とを比較して高い価格を選択するという方法を採用しているが、このような評価方法は適切ではなく、公示価格比準価格が算定できるものについては、これによるべきである。

すなわち、「適正な時価」とは、「正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値」をいうものと解すべきである（最高裁平成15年6月26日第二小法廷判決）。そして、純資産価額の算定の基礎となる土地の時価の算定に当たっては、一般に、「正常な取引事情の下において行われた売買実例額又は公示価格を基として算定するのが合理的である」ことは、国税不服審判所の裁決も認めるところである。バブル期において、公示価格比準価格に比べて帳簿価額が高いことがあったとしても、それは、当時のバブル現象の下で、社会的には公正とはされがたい、投機的要素が土地の価格に入ったために形成された価額である。かかる投機的価額をもって国の認定する公正な時価とはいうことはできず、これをもって、「正常な条件の下に成立する当該土地の

取引価格」であるとも、「客観的な交換価値」であるともいうことはできない。

公示価格は、我が国の法体系全体の下においても、適正な時価であると位置付けられていることは、地価公示法1条の2、8条、10条、公有地の拡大の推進に関する法律7条、国土利用計画法16条1項1号、19条2項、27条の5第1項1号、27条の8第1項1号、33条などの規定からみても明らかである。

これに対して、昭和62年当時の帳簿価額として計上されているF及び控訴会社の棚卸資産の原価を分析すると、土地購入費の他に、仲介手数料、地質調査費、道路負担金、登記費用、支払利息、融資手数料、公租公課等が含まれており、これらが含まれた金額が公正な時価とはいえないことは明らかである。

b 形状調整による価格見直し

土地の価格算定に当たっては、形状調整としての価格見直しがされなければならない。課税時期における控訴会社及びFの保有土地の価格算定に当たっては、形状修正は全くされていない。形状修正がされていない価格は適正な時価とみることができないことは明らかである。

c 上記のとおり、課税時期における控訴会社及びFの保有不動産の時価を公示価格に比準して算出し、かつ、形状修正等を加えると、別紙「不動産再評価価格表」記載のとおりとなる。

(イ) 被控訴人らは、控訴人らの上記(ア)の主張が時機に後れた攻撃防御であり、訴訟上の信義則に違反すると主張するが失当である。

a そもそも、被控訴人らは、これまで課税時期におけるF株及び控訴会社株の時価を純資産価額方式によって算定すること自体を否定してきたため、被控訴人らによって、純資産価額方式によって算定された上記時価の主張は一切されてこなかったのである。課税庁である被控訴人らに

は、純資産価額算定の前提となる資産の評価をどのように行ったのかを明らかにして、その評価方法が適正であることを主張、立証する責任がある。しかるに、被控訴人らは、その主張・立証責任を尽くしているとはいえない。

b また、訴訟の経過をみれば明らかなように、これまでは、上記時価の算定方式について決着することが求められ、控訴人らとしても、純資産価額方式によることの正当性とその場合における法人税額等相当額控除の正当性について主張、立証を尽くしてきた。その結果、保有土地の具体的評価については、従来のままの主張を続けざるを得なかったのである。最高裁判決において、上記時価について、1株当たりの純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）と類似業種比準価額の低い方をもって評価すべきことが確定され、控訴人らとしては、初めて純資産価額の具体的算定方法、特に保有不動産の評価方法について、具体的に主張、立証をすることが可能な状態となったのである。したがって、控訴人らが差戻後の当審において、新たに上記(ア)の主張を行うことには過失はないし、訴訟上の信義則に反するものでもない。

そして、被控訴人らは、控訴人らが国税不服審判所に提出してある資料等を基にすれば、公示価格比準方式による保有不動産の評価の正確性を容易に検証することができるのであり、控訴人らが形状修正を求めている物件はわずかに10件であることからすれば、上記(ア)の主張について審理をしたとしても、それにさほどの日時を要するものではない。

したがって、控訴人らの上記(ア)の主張を却下することは許されない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件各再更正等はいずれも適法であって、控訴人Aの主位的請求、控訴人B及び控訴会社の各請求は理由がないから棄却すべきであり、控訴人Aの予備的請求にかかる訴えは不適法であるから却下すべきであると判断する。その

理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」一、二及び七を、1 のとおり訂正して引用するほかは、2 ないし7 のとおりである。

1 原判決の訂正

- (1) 原判決115頁1行目の「証人P,」の次に「同Q,同R,同S,」を、同119頁1行目の末尾に続けて「これらの記載は、いずれも各銀行の担当者が控訴会社の取締役経理部長Pから聴取したことを基礎に記載したものである。」をそれぞれ加え、同120頁末行の「審議書」を「稟議書」と改める。
- (2) 同130頁5行目の「原告A本人尋問の結果」から、10行目「実際にも,」を削除する。
- (3) 同140頁末行の「Eの一株の価額」から同141頁2行目末尾までを「これが適正な価額ではなく、適正価額との差額は控訴人Aに対する賞与に当たるとして、別表1の2「給与所得の金額」の「更正処分」欄のとおり、給与所得として加算した。」と改める。
- (4) 同142頁2行目に「七,八,一一,」とあるのを「七ないし一一,」と改め、3行目の「二五の2,」の次に「三二,」を加える。
- (5) 同144頁8行目の「合計額」の次に「の平均額」を加え、9行目の「評価額」の次に「1499.1円との平均額(845.33円と 1499.1円との平均額)である」を加える。
- (6) 同145頁3行目及び8行目の各「四月」をそれぞれ「九月」に改める。

2 A譲渡株引受け及び譲渡による所得に対して課税することの適法性

- (1) 前記引用に係る原判決の認定事実によれば、昭和62年2月9日に開催された控訴会社の臨時取締役会において、本件新株のうち200万株を控訴人Aに割り当てることが決議され、控訴人Aは、同年3月11日、上記のとおり割り当てられた本件新株200万株の発行価額全額の払込みを行い、これを引き受けているのであるから、同株式は、この時点において、控訴人Aに帰属したものと認められる。

したがって、同株式の引受け及びその後の譲渡によって生ずべき経済的利益は、いずれも、控訴人Aに帰属するものというべきである。

(2) この点につき、控訴人Aは、本件新株のうち控訴人Aが引き受けた200万株は、当初からGに取得させる予定であったが、Gが引受資金の融資を受けることは困難であったため、Gがその取得資金の融資を得やすい状況を作り出すために、いったん、控訴人Aが銀行から融資を受けて、本件新株200万株を引き受けたにすぎず、A譲渡株は、実質的にはGが取得したものであると主張し、このことは、同控訴人は、A譲渡株を同控訴人の名をもって引き受けた後わずか2か月後に、引受価額と全く同額でGに譲渡し、この際、事務管理費用（同控訴人が銀行に支払った利息の支払請求権）と本来であればGが受け取るべき配当金の引渡債務とを相殺し、事務管理費用の超過額は同控訴人において負担したままとして、Gのために有利な方法で処理を終えていること、

Gは、昭和62年当時、経営実績2年の会社で、営業損益も赤字であるなど、10億円にものぼる借入れは拒否されると考えざるを得ない会社であったこと、

控訴人Aの本件新株引受の動機は、控訴会社とFとの合併と、その上場による創業者利益の獲得にあったとされるが、上記の合併や上場の計画は全く存在しないのであって、原審において上記動機の認定根拠となった本件各稟議書には証拠能力がないし、信用性もないことなどに鑑みれば明らかであると主張する。

ア 確かに、控訴人Aは、発行価額を1株当たり500円として本件新株200万株の割当てを受け、昭和62年3月11日、同株式の発行価額全額の払込みを了してA譲渡株200万株を引き受けたが、そのわずか2か月後である同年5月12日には、Gに対し、これを1株当たり500円で譲渡していることは前記争いのない事実記載のとおりであり、証拠（甲27、28、原審証人M、同P）及び弁論の全趣旨によれば、Gは、昭和62年当時、経営実績2年の会社で、営業損益も赤字であったこと、昭和62年3月当時、控

訴会社とFの合併や控訴会社株の上場の計画が具体化していたとはいえないことなどの事実を認めることはできる。

イ しかし、前記引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」のうち、一の3の(ロ)の(1)ないし(3)に説示されたところに加え、以下に説示するところに照らせば、本件新株のうち控訴人Aが引き受けた200万株は、当初からGに取得させる予定であったとの趣旨の原審における控訴人A及び証人Pの供述はいずれも採用し難く、前記アの事実があったとしても、それだけでは、控訴人Aが主張するように、A譲渡株は、その発行の当初において、実質的にはGが取得したとの事実を推認することは困難というほかはない。

(ア) 原審証人Pの証言によれば、本件新株のうち現にGが割り当てを受けてこれを引き受けた16万株に加え、200万株をGに割り当てるべきであるが、Gがその取得資金の融資を受けられるまで、一時的に控訴人Aがこれを引き受けるという話は、控訴人Aと控訴会社の取締役経理部長の地位にあったPの二人だけで相談をしていたことで、控訴会社の取締役会の議題とされたことはなかったというのであり、本件全証拠を精査しても、控訴会社の取締役会において、本件新株のうち現にGに割り当てられ、Gが引き受けた16万株に加え、200万株をGに割り当てることを決議されたことが認められないことはもちろんのこと、控訴会社の取締役会において、本件新株の発行に先だって、控訴人Aに対する200万株の割当ては、Gが同株式の取得資金を調達できるまでの一時的な措置であり、これが調達でき次第、Gに上記200万株を取得させるとの計画ないし予定を事実上確認したことすら認めることはできないし、甲6号証によれば、控訴人AからGに対するA譲渡株の譲渡の承認に関する取締役会議事録にも、A譲渡株のGに対する譲渡が、上記のような事前の計画ないし予定に基づくものであることをうかがわせる記載は全くない。以上の事実関係に加え、

原審証人 P は、昭和 62 年 3 月時における控訴会社の発行済株式のうち G の保有株式数の占める割合に応じて 240 万株を割り当てるのが本来の姿であると供述する一方で、なぜこれを下回る株式数である 216 万株を G に取得させることになったのかについてはその理由や経過については全く供述ができないなど、その供述自体が具体性に欠けることをも考慮すると、控訴会社において、本件新株の発行に当たり、このうち控訴人 A が引き受けた 200 万株を G に取得させることが予定されていたとの事実はおよそ認め難いものといわざるを得ない。

- (イ) また、この点に関する控訴人 A の主張の変遷についてしてみると、控訴人 A は、本件訴状においては、H から本件新株発行が違法であるとしてその是正の申入れを受け、昭和 62 年 3 月 19 日、その一部を是正するために、B 譲渡株を H に譲渡することを取締役会で承認した際に、G の権利の侵害についても問題にされ、この点についても協議の結果、A 譲渡株を G に移転することにより違法を是正して解決することになったとの趣旨の主張を行い、平成 8 年 5 月 28 日付け準備書面でも同旨の主張をしていたにもかかわらず、平成 8 年 11 月 6 日付け準備書面(四)において、当審における上記主張と同様の主張を行うようになったこと、控訴人 A が、昭和 62 年 3 月期の控訴会社の配当金を受領している点については、審査請求の段階では、G に対する信用供与の対価として受領したにすぎないと主張していたにもかかわらず(甲 1)、本訴提起後は、上記配当金の金額よりも、控訴人 A が本件新株を引き受けるために借り入れた金員についての支払利息の方が多額であったため、これを相殺し、利息金残額を G に対して請求していないというだけのことであるなどと主張するようになったことなど、控訴人 A の主張には、不自然な変遷があるといわざるを得ない。

この点につき、控訴人 A は、国税当局が A 譲渡株を同控訴人が引き受けたものと認定する方針であることが明らかとなった平成 3 年 2 月 27 日の

直後である同年3月5日に、同控訴人の意を受けたT税理士らがM調査官の下を訪れ、その際、当審における上記主張と同旨の主張を行ったことや、異議申立て、審査請求においても同旨の主張を行っていることは、甲1号証、証人Mの証言によって明らかであり、控訴人Aの主張は一貫していると主張する。しかし、証人Mの上記証言は、その証言の全体を通じてみれば、上記税理士らから、Gが本件新株200万株の割り当てを受けるべきところ、取得資金を準備できるまで一時的に控訴人Aがこれを引き受けたにすぎないものとして、直接Gが割り当てを受けた取扱いをしてほしいとの陳情を受けたとの趣旨をいうものであって、同証言によって、T税理士らが、M調査官に対し、Gに本件新株200万株を取得させることは、本件新株の発行当初から決まっていたとの事実を主張をしていたと認めることは困難である上、控訴人Aの上記主張を考慮しても、同控訴人の本訴における主張に不自然な変遷があったこと自体は何ら左右されるものではない。

(ウ) さらに、控訴人Aは、Gには、本件新株200万株の取得資金の融資を受けるに足りる信用力がなかったことを縷々主張するが、前記引用に係る原判決の認定事実によれば、Gが、昭和62年5月には、控訴人Aの保証により、現に合計10億円の融資を本件各金融機関から受けることができたというのであり、しかも、証拠(乙13、当審証人R)によれば、Gが216万株を引き受けることを前提として、その取得資金の融資申込みがあった場合、本件各金融機関としては、G単体の信用力のみではなく、担保や保証人等の総合的判断によって融資の可否を決定していたであろうことが認められることをも考慮すると、本件各金融機関が、上記のような申込みに応じてGに対して融資を実行する可能性は決して小さくはなかったものと認められる。しかるに、原審証人Pの証言によれば、Gが本件新株のうち216万株を引き受けることを前提とする金融機関に対する融資の

打診や交渉は一切行わなかったというのであり、このような交渉経過は、本件新株の発行当初から、Gに本件新株のうち216万株を取得させることが予定されていたとしたならば、著しく不自然というほかはない。

- (I) なお、控訴人Aは、本件各稟議書の証拠能力には疑問があり、その信用性も認められないとも主張するが、本件各稟議書の証拠能力に関する同控訴人の主張は独自の見解というべきであるし、本件各稟議書の信用性についても、これらは、J銀行、I銀行及びL銀行の各担当者が控訴会社の取締役経理部長であるPから聴取したことを記載したものと認められることは前記認定のとおりであり、Pが控訴人Aの意向を無視して虚偽の事実を述べたと認めるべき証拠はなく、その記載自体も、当時、控訴会社とFの合併や控訴会社株の上場が具体化していたことを記載するものではなく、将来に向けた控訴会社又は控訴人Aの思惑を記載したにとどまるものとみるのが相当であることをも考慮すると、これらを信用することができないということもできない。

以上のとおりであるから、控訴人Aの当審における上記主張は、これを認めるに足りず、他に前記(1)の認定を左右するに足りる証拠はない。

- (3) 控訴人Aは、前記(2)の ないし の事実関係に鑑みれば、控訴人Aは、A譲渡株の引受け及び譲渡によって一切経済的な利益を得ておらず、経済的利益を実質的、終局的に取得したのはGにほかならないから、実質課税の原則によれば、所得の帰属先はGと認定されなければならないし、また、同事実関係によれば、控訴人Aは、GのためにA譲渡株に係る株式の申込みと引受けを行ったものというべきであるから、上記行為については事務管理が成立しているなどとも主張する。

しかし、前記(2)イに説示したように、本件新株の発行に当たり、控訴会社において、本件新株のうち控訴人Aが引き受けた200万株をGに取得させることが計画ないし予定されていたとは認め難い上、控訴人Aが、Gがその上記株

式を取得するための資金の融資を得やすい状況を作り出すために、いったん、控訴人Aが銀行から融資を受けて、本件新株200万株を引き受けたにすぎないとの趣旨の主張するまでには不自然な変遷があることや、Gが上記株式を引き受けることを前提とした融資交渉や融資の打診が全く行われていないことなどを考慮すると、控訴人Aは、名実ともに、割当てを受けたA譲渡株を引き受け、これを取得したものと認めることができ、控訴人AによるA譲渡株の引受けが、Gのためにする事務管理に当たるとみる余地はない。同控訴人は、自らの計算でA譲渡株を取得し、これによる経済的利益を得たものというほかはない。

そして、控訴人Aが、Gに対し、A譲渡株を発行価額と全く同額で譲渡した結果、同控訴人は、譲渡益を現実に手にすることはなく、GがA譲渡株の時価と発行価額との差額相当額の経済的利益を得ていることは明らかであるが、Gが得た上記利益は、A譲渡株の低額譲渡により生じたものであって、Gがそのような利益を得ているからといって、A譲渡株の引受けによる経済的利益が実質的にGに帰属するものとみることはできない。

したがって、控訴人Aの上記主張も理由がない。

- (4) 以上に説示したところによれば、控訴人Aは、自らの計算において、A譲渡株を現に引き受け、これを取得しているのであって、その引受け及びこれを譲渡したことによる所得は、同控訴人に帰属するのであって、これらに対して課税することは適法である。

3 B譲渡株の引受け及びその譲渡による所得に対して課税することの適法性

- (1) 前記引用に係る原判決の認定事実によれば、昭和62年2月9日に開催された控訴会社の臨時取締役会において、本件新株のうち84万株を控訴人Bに割り当てることが決議され、控訴人Bは、同年3月11日、上記のとおり割り当てられた本件新株84万株の発行価額全額の払込みを行い、これを引き受けているのであるから、同株式は、この時点において、控訴人Bに帰属したものと

認められる。

したがって、同株式の引受け及びその後の譲渡によって生ずべき経済的利益は、いずれも、控訴人Bに帰属するものというべきである。

- (2) この点につき、控訴人Bは、Hから本件新株の発行手続に問題があること、持株比率を変更することになることについて抗議を受けた控訴会社が、本件新株発行に係る手続上の不備と持株比率の変更を是正する方法として、控訴人Bが引き受けた本件新株のうち18万7000株をHに引き渡すことを合意したものであり、控訴人Bは、上記引渡しまでのごく短期間B譲渡株の名義を保有しただけで、同控訴人は、その引受け及び譲渡によって、一切経済的な利益を得ておらず、経済的利益を実質的、終局的に取得したのはHにほかならないから、実質課税の原則によれば、所得の帰属先はHと認定されなければならないと主張する。

しかし、B譲渡株をHに譲渡する措置によって本件新株の発行手続の瑕疵が是正されることにはならないことや、控訴人BからHに対するB譲渡株の譲渡の承認に関する取締役会議事録には、B譲渡株のHに対する譲渡が、控訴人Bの主張するような是正措置として行われるものであることをうかがわせる記載は全くないことは、前記引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」のうち、一の3の(一)に説示されたとおりであるし、本件全証拠を精査しても、本件新株の発行に先だって、控訴会社の取締役会において、本件新株の発行後直ちに、控訴人Bが引き受けた本件新株のうち18万7000株をHに譲渡することを承認するなどの決議がされたことを認めることはできないのはもちろん、これを事実上確認したことすら認め難い。これらのことに、本件新株発行前のHの持株比率は、9.3パーセントであったものが、控訴人BからB譲渡株の譲渡を受けても、Hの持株比率は7パーセントに回復したにすぎなかったことをも考慮すれば、控訴会社は、本件新株の発行による持株比率の変更についてHから抗議を受けたことを受けて、控訴人Bが、割当のとお

りに控訴会社から本件新株 8 4 万株の発行を受けた上で、その中から、1 8 万 7 0 0 0 株を発行価額と全く同額で H に譲渡することによって、事後的に和解的な解決を図ったものと認めるのが相当である。したがって、控訴人 B が、B 譲渡株の発行を受けた後、ごく短期間でこれを譲渡したからといって、同控訴人が、これを取得し、これによる経済的な利益を取得した事実が左右されるものではない。

そして、控訴人 B が、H に対し、B 譲渡株を発行価額と全く同額で譲渡した結果、同控訴人は、譲渡益を現実に手にすることはなく、H が B 譲渡株の時価と発行価額との差額相当額の経済的利益を得ていることは明らかであるが、H が得た上記利益は、B 譲渡株の低額譲渡により生じたものであって、H がそのような利益を得ているからといって、B 譲渡株の引受けによる経済的利益が実質的に H に帰属するとみることはできないことは、前記(4)に説示したところと同様である。

- (3) 以上に説示したところによれば、控訴人 B は、B 譲渡株を現に引き受け、これを取得しているのであるから、その引受け及びこれを譲渡したことによる所得は、同控訴人に帰属するのであって、これらに対して課税することは適法である。

4 課税時期の F 株の時価を売買実例により算定することの可否

- (1) 控訴人 A 及び控訴会社は、所得税基本通達 2 3 ~ 3 5 共 - 9 (4)イによれば、非上場株式の評価方法について、「売買実例があるものにあつては、最近において売買が行われたもののうち適正と認められる価額」によるものと定められているのであるから、当該株式について売買実例が存在する場合にあつては、売買の相手方について、特別の利害関係がないという第三者性が確保されている以上、その売買代金額が特別に非合理に実体とかけ離れた価額でない限り、それは売買実例として尊重されるべきであるとして、控訴人 A が控訴会社から昭和 6 2 年 3 月 3 0 日及び 3 1 日に、F 株合計 1 1 3 万株を譲り受けたことによ

る給与所得の収入金額の算定に当たっては、控訴会社が、昭和62年3月30日、I銀行らにF株を譲渡した際の売買代金額をもってその価額を評価すべきであると主張する。

- (2) しかし、所得税基本通達23～35-9(4)イが、売買実例がある場合であっても、「適正と認められる価額」によるものにより、その売買代金額をもって非上場株式の評価をすべきものとしている趣旨は、たとえ、第三者との間の取引といえども、必ずしも適正な価額で取引されとは限らないことから、第三者との間の売買実例のうち、これが適正な価額での取引がされたものであると認められる場合に限り、その売買代金額をもって、当該株式の評価をすべきことを定めたものというべきである。そして、純然たる第三者間において、種々の経済性を考慮して定められた取引価額は、一般に合理性を有するものといえるから、通常は、これをもって適正な価額と認めるのが相当であるが、その取引価額の算定が経済的合理性を欠くことが明らかである場合には、これをもって適正な価額と認めることはできないことは当然である。

これを本件についてみると、前記引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」の二に説示するように、控訴会社のI銀行らに対するF株の譲渡は、I銀行らにも、他の金融機関と同程度の株式を保有してもらうことによって、安定株主を増やすとともに、将来にわたるI銀行らとの円滑な取引を期待してされたという側面があることを否定しきれないのであって、I銀行らに特別の利害関係がない第三者性が確保されていると認めるについては、疑問を差し挟まざるを得ない。また、仮に、I銀行らが、控訴会社とは特別の利害関係のない第三者であるとしても、前記引用に係る原判決の上記部分に説示するように、控訴会社とI銀行らとの間のF株の売買代金額は、O株式会社第二企画部が発行した発行価額算定書及び売却資料に依拠したものであるが、発行価額算定書は、Fの第22期（昭和58年9月1日から昭和59年8月31日までの事業年度）及び第23期（昭和59年9月1日から昭和60年8月

3 1日までの事業年度)という古い事業年度の事業報告書を基礎資料として、純資産価額方式によって算定した株式の価額と上記事業年度の平均当期利益を用いて収益還元法によって算定した株式の価額との折衷によってF株の時価を評価したものであり、売却資料は、Fの第24期(昭和60年9月1日から昭和61年3月31日までの事業年度)の貸借対照表を基礎資料として純資産価額方式によってF株の時価を評価したものであって、しかも、発行価額算定書及び売却資料は、純資産価額方式によってF株の価額を算定するに当たり、帳簿価額をもってその資産を評価しており、当該資産の取得時から評価時までの価格上昇による評価益が全く算定の基礎に含まれていないのである。これらの事実により、Fの第24期ないし第26期の資本合計及び当期利益が、それぞれ第22期、第23期に比べて大幅に増加していることや昭和62年当時、不動産の価格が高騰を続けていたことが公知であることをも考慮すると、発行価額算定書及び売却資料によるF株の価額が、上記のように古い事業年度の事業報告書等を基礎資料として、しかも、帳簿価額をもって資産を評価して算定された価額であることが明らかである以上、これらに依拠して定められた売買代金額をもって、昭和62年3月時の適正な価額と認めることはできない。

5 課税時期におけるF株及び控訴会社株の純資産価額(法人税額等相当額を控除したもの)の算定の基礎となる資産の評価の適法性

- (1) 課税時期における控訴人Aの給与所得、一時所得及び譲渡所得並びに同Bの一時所得及び譲渡所得の算定に当たっては、F株及び控訴会社株の1株当たりの純資産価額(法人税額等相当額を控除した額)と類似業種比準価額を算定し、その算定した純資産価額と類似業種比準価額との低い方をもって課税時期における控訴会社株及びF株の時価を評価した上で、上記所得金額と控訴人らの納付すべき税額を算定すべきことは、本件上告審判決の説示するところであり、課税時期におけるF株及び控訴会社株1株当たりの類似業種比準価額が以下のとおりであることについては、控訴人らにおいて争うことを明らかにしない。

ア F株(昭和62年3月時)	5984円
イ 控訴会社株	
(ア) 昭和62年3月時	4823円
(イ) 昭和62年5月時	7580円

(2) 次いで、課税時期におけるF株及び控訴会社株1株当たりの純資産価額(法人税額等相当額を控除したもの)について検討すると、証拠(甲1ないし3, 甲24, 41ないし43)及び弁論の全趣旨によれば、甲24号証の反論書は、控訴会社及びFの昭和62年3月時(本件新株発行前)の資産及び負債について、F及び控訴会社の昭和61年3月期の決算報告書及び両社の昭和62年2月末日現在の試算表を基礎資料として、上場有価証券については課税時期の終値によって計算した金額、土地のうち固定資産に属するもの及び棚卸資産に属するもので保有期間が1年を超えるものは、公示価格を基準に路線価に比準して計算した金額(ただし、当該金額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額による。)、棚卸資産に属するもので保有期間1年以内のものは帳簿価額、また、海外に所在する不動産は帳簿価額、ゴルフ会員権は、市場価格のあるものについては課税時期のその価格、また、市場価格のないものについては帳簿価額、取引相場のない株式等のうち子会社及び関連会社の株式等は、甲24号証による評価方法と同様の方法によって計算した価額、以外の取引相場のない株式等は帳簿価額、ないし以外の資産及び負債については、評価基本通達に基づいて計算した金額をもってこれを評価し、その純資産価額を算出したものであり、控訴人らは、審査請求手続において、平成7年2月28日に東京国税不服審判所長に対し、これを提出して、同号証に基づきF及び控訴会社の資産及び負債を時価評価すべきであると主張し、前記各裁決において、その評価自体は、適正にされていると判断されていることが認められるのであって、これらの事実を鑑みると、同号証に基づくF及び控訴会社の資産及び負債の評価には、相応の合理性を認めることができる。そして、控訴

人らは、原審においても、同号証に基づいて両社の課税時期における資産及び負債を評価すべきであるとの主張を行い、その評価が、両社の保有不動産を低額に評価している疑いがあるとの趣旨の被控訴人らの主張に反論してきたこと、原判決が、甲24号証の評価をもって、控訴人らが自認する資産及び負債の評価であると判断し、この評価を基礎として純資産評価額を算定したことについては、控訴人らは差戻前控訴審において、全く争うことはなかったこと、昭和62年当時は、不動産価格が高騰を続けていた時期であり、不動産の市場価格は、帳簿価額や公示価格をかなり上回る金額であったことは公知であることなどの事情を考慮すると、昭和62年3月時（本件新株発行前）の両社の差引純資産の評価額は、甲24号証によって認められる価額を下回ることはないと認めるのに十分である。

そして、控訴会社が昭和62年3月11日に1株当たりの発行価額500円で300万株の新株を発行し、その発行価額全額の払込みを受けたことは弁論の全趣旨によって明らかであるので、控訴会社株1株当たりの評価額については、上記増資による株価の修正を行った上で、課税時期におけるF株及び控訴会社株1株当たりの純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）を算出すると、別紙1及び同2の1、2記載のとおり、以下のとおりとなる。

ア F株（昭和62年3月時）	2664円
イ 控訴会社株	
(ア) 昭和62年3月時	4490円
(イ) 昭和62年5月時	4574円

(3) 以上(1)及び(2)に説示したところによれば、課税時期におけるF株及び控訴会社株1株当たりの純資産価額（法人税額等相当額を控除した額）は類似業種比準価額を下回ることが明らかであるので、上記時点における両社株式の時価は、純資産価額（法人税額等相当額を控除した額）をもって評価すべきことになる。

(4) 控訴人らの新たな主張の却下

ア 控訴人らは、差戻後の当審において、課税時期におけるF株及び控訴会社株の純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの）算定の基礎となる保有土地の評価方法に関し、当審における当事者の主張(5)イ(ア)のとおり、甲24号証による試算の評価方法に不合理な点があるとの主張を行う。

しかし、本件訴訟提起後、控訴人らは、原審において甲24号証に基づくF及び控訴会社の資産の評価が適正であるとの主張を行い、両社の資産の評価額は同号証による評価額を上回る旨の被控訴人らの主張に反論をしてきたこと、控訴人らが同号証に基づく両社の資産及び負債の評価額を自認しているとして、原審がこれを基礎に両社の課税時期における純資産価額を認定したことについては、差戻前控訴審においては、全く争うところがなかったことは、前記(2)において説示したところである。そして、本件上告審判決が、課税時期における控訴人Aの給与所得、一時所得及び譲渡所得並びに同Bの一時所得及び譲渡所得の算定に当たっては、F株及び控訴会社株の1株当たりの純資産価額（法人税額等相当額を控除した額）と類似業種比準価額を算定し、その算定した純資産価額と類似業種比準価額との低い方をもって課税時期におけるF株及び控訴会社株の時価を評価した上で、上記所得金額と控訴人らの納付すべき税額を算定すべきであるとの判断を示したことを受けて、被控訴人らは、上記のような訴訟の経過に鑑み、甲24号証に基づき、昭和62年3月時におけるF及び控訴会社の資産及び負債を評価して、平成17年12月16日付けで控訴人A、同Bに対する各再更正、控訴会社に対する訂正の告知を行ったことは、弁論の全趣旨によって明らかである。

以上の訴訟の経過に鑑みれば、本件訴訟においては、昭和62年3月時におけるF及び控訴会社の保有土地の評価方法については、原審において争点となっており、控訴人らは、この争点について、主張する機会を与えられていたことは明らかである。この争点について、控訴人らは、原審において、

甲 2 4 号証に基づく資産の評価の合理性を主張し、この評価を基礎として課税時期における F 株及び控訴会社株 1 株当たりの純資産価額を認定した原審の判断については、差戻前控訴審においておよそ争点とすることがなかったのもかかわらず、被控訴人らが、甲 2 4 号証に基づき、昭和 6 2 年 3 月時の資産及び負債の評価をして、上記各再更正及び訂正の告知を行うや、差戻後の当審に至って、その保有不動産の評価について争う新たな主張を行っているのであって、控訴人らの差戻後の当審における新たな主張は、故意又は重大な過失により時機に後れて提出されたものであり、しかも、訴訟上の信義則にも反するものといわざるを得ず、仮に、同時点の資産の評価について、改めて審理を行うとすれば、訴訟の完結が遅延することは明らかである。

イ これに対し、控訴人らは、甲 2 4 号証による資産の評価が適正なものであることについて、被控訴人らは主張、立証を尽くしているとはいえないし、本件訴訟においては、これまで、F 株及び控訴会社株の時価の算定方式を決着することに主眼が置かれており、本件上告審判決によってこの点について確定がされたことによって、控訴人らは、初めて資産の具体的算定方法について主張、立証をすることが可能になったと主張し、差戻後の当審における新たな主張が時機に後れたものであることや、訴訟上の信義則に反することを争う。

しかし、昭和 6 2 年 3 月時における F 及び控訴会社の差引純資産の評価額は、差戻後の当審における被控訴人らの主張金額（甲 2 4 号証に基づく評価額）を下回ることはない認められることは、既に前記(2)において説示したとおりであり、上記の点は、その前提を欠くものというほかはない。そして、本件訴訟においては、F 株及び控訴会社株の時価の算定方式について主として争われてきたことは、訴訟の経過に鑑み明らかではあるが、しかし、それだからといって、控訴人らが F 及び控訴会社の課税時期における保有土地の具体的評価についての主張立証の機会がなかったとはいえないし、現に、

控訴人らは、甲24号証に基づいて、両社の保有土地の評価額について主張をしていたことは、既に前記(2)に説示したとおりである。被控訴人らは、原審においては、甲24号証に基づく評価額は、昭和62年当時、土地の価格が高騰を続けていた状況の下においては、両社の保有土地の含み益が評価されていないなどの点で保有土地を低額に評価している疑いがあることを指摘していたにもかかわらず、これを差戻し後の当審における争点とすることがないように、控訴人らの主張を前提に上記各再更正及び訂正の告知を行っているのであって、これらの処分が行われた後になって、控訴人らが、自らのこれまでの主張を覆すような新たな主張を行うことは、訴訟上の信義則にも反するものというべきである。

ウ したがって、F及び控訴会社の資産の具体的算定方法に関する控訴人ら新たな主張は、民事訴訟法2条、157条1項に基づき却下するのが相当である。

6 本件各再更正等の適法性

前記争いのない事実及び以上の認定判断の下に、本件各再更正等の適法性について判断する。

(1) 控訴人Aが納付すべき昭和62年分の所得税

当事者間に争いのない事実及び以上の認定判断によれば、昭和62年分の控訴人Aの不動産所得の金額、配当所得の金額、給与所得の金額、雑所得の金額、一時所得の金額、分離長期譲渡所得金額、所得控除の額は、「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」3の(1)のアの(ア)ないし(オ)、イ、ウ記載のとおりとなる。

しかし、前記のとおり(引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」一の5)、控訴人Aは、昭和62年3月11日に引き受けた本件株式200万株(A譲渡株)を、同年5月12日、Gに譲渡していることは当事者間に争いが無いのであるから、上記譲渡による所得は、すべて取得の日以後5

年以内にされた譲渡に基づくものとして、短期譲渡所得に当たるものというべきである。そして、既に認定説示したところによれば、短期譲渡所得の金額は、以下のアの短期譲渡所得の収入金額から、イの取得費及びウの譲渡費用を控除し、さらに、エの特別控除額を控除した、14億9400万円となる。

ア 短期譲渡所得の収入金額

時価（純資産価額（法人税額等相当額を控除したもの））

4574円

配当期待金額

4円

譲渡価額（ - ）

4570円

譲渡株数

200万株

短期譲渡所得の収入金額（ × ）

91億4000万円

イ 取得費の額

76億4000万円

別表1の6〔取得費〕欄1及び2のとおり、譲渡所得に係る取得費の計算の基礎となる1株当たりの価額は3820円となるから、これに譲渡株式数を乗ずると、取得費の価額は、76億4000万円となる。

ウ 譲渡費用の額

550万円

別表1の6〔譲渡費用〕欄 ないし 記載のとおり算出される有価証券取引税額である。

エ 特別控除額

50万円

以上に認定説示したところによれば、控訴人Aの昭和62年分の総所得金額は66億1642万8029円となる。

上記認定に加え、昭和62年分の控訴人Aの源泉徴収税額が10億8066万5117円となることは後記(3)に説示するとおりであり、その配当控除の額及び予定納税額は当事者間に争いが無いから、控訴人Aの納付すべき同年分の所得税額は、28億8838万7000円となり、A再更正により納付すべき税額28億7040万9300円を上回ることが明らかである。

(2) 控訴人Bが納付すべき昭和62年分の所得税

当事者間に争いのない事実及び以上の認定判断によれば、昭和62年分の控訴人B給与所得の金額、一時所得の金額及び所得控除の額は、「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」3の(2)のアの(ア)及び(イ)、イ記載のとおりとなる。

しかし、前記のとおり(引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」一の4)、控訴人Bは、昭和62年3月11日に引き受けた本件株式84万株のうちの18万7000株(B譲渡株)を、同月26日、Hに譲渡していることは当事者間に争いがないのであるから、上記譲渡による所得は、すべて取得の日以後5年以内にされた譲渡に基づくものとして、短期譲渡所得に当たるものというべきである。そして、既に認定説示したところによれば、短期譲渡所得の金額は、以下のアの短期譲渡所得の収入金額から、イの取得費及びウの譲渡費用を控除し、さらに、エの特別控除額を控除した、2497万8800円となる。

ア 短期譲渡所得の収入金額

時価(純資産価額(法人税額等相当額を控除したもの))

4490円

配当期待金額

円

譲渡価額(-)

4490円

譲渡株数

18万7000株

短期譲渡所得の収入金額(×)

8億3963万円

イ 取得費の額

別表2の5〔取得費〕欄1及び2のとおり、譲渡所得に係る取得費の計算の基礎となる1株当たりの価額は4351円となるから、これに譲渡株式数を乗ずると、取得費の価額は、8億1363万7000円となる。

ウ 譲渡費用の額

51万4200円

別表2の5〔譲渡費用〕欄 ないし 記載のとおり算出される有価証券取

引税額である。

エ 特別控除額

50万円

以上に認定説示したところによれば、控訴人Bの昭和62年分の総所得金額は16億6507万3805円となる。

上記認定に加え、控訴人Bの昭和62年分の源泉徴収税額が425万1648円であることは当事者間に争いがないから、控訴人Bの納付すべき同年分の所得税額は、9億8696万円となり、B再更正により納付すべき税額9億8679万7000円を上回ることが明らかである。

(3) 控訴会社が納付すべき昭和62年3月分の源泉所得税

当事者間に争いのない事実及び以上に認定説示したところによれば、控訴会社が控訴人Aに対し、昭和62年3月30日及び同月31日の両日、譲り渡したF株の時価と譲受け価額との差額に相当する賞与について、所得税法186条2項1号(昭和59年法律第5号による改正後で、昭和62年法律第96号による改正前のもの。以下同じ。)の規定に基づいて徴収すべき税額は、10億2403万6584円となることが計算上明らかである。

以上(1)から(3)の説示したところによれば、本件再更正等は、いずれも適法である。

7 結論

以上によれば、本件各再更正等の取消しを求める控訴人らの請求(控訴人Aの予備的請求を除く。)はいずれも理由がなく、控訴人Aの予備的請求にかかる訴えは不適法であって、控訴人らの上記請求を棄却し、控訴人Aの予備的請求にかかる訴えを却下する限度で効力を有する原判決は、相当というべきであるから、本件控訴はいずれも棄却すべきである。

そこで、訴訟費用の負担について検討すると、「第2 事案の概要」1及び2記載の、紛争の経緯と本件各再更正等に至る経緯によれば、本件訴訟提起当時において、被控訴人武蔵府中税務署長は、控訴人Aの納付すべき昭和62年分の

所得税額を42億6449万0900円とするA更正を、被控訴人渋谷税務署長は、控訴人Bの納付すべき昭和62年分の所得税額を10億6939万2400円とするB更正（裁決によって一部取り消された後のもの）を、被控訴人新宿税務署長は、控訴会社が納付すべき昭和62年3月分の源泉所得税額を25億0510万4982円であるとする本件納税告知（裁決によって一部取り消された後のもの）を維持していたこと、控訴人Aは、A更正のうち、納付すべき税額1001万2900円を超える部分の、控訴人Bは、上記のB更正のうち、納付すべき税額4億2595万0600円を超える部分の、控訴会社は上記の本件納税告知の各取消しを請求したが、その請求を全部棄却され、かつ、訴訟費用の負担を命じられたこと、しかし、本件上告審判決を受けて、被控訴人らは、平成17年12月16日付けで各再更正及び訂正の告知を行い、差戻後の当審の口頭弁論終結時においては、被控訴人武蔵府中税務署長は、控訴人Aが納付すべき昭和62年分の所得税額を28億7040万9300円に、被控訴人渋谷税務署長は、控訴人Bが納付すべき昭和62年分の所得税額を9億8679万7000円に、被控訴人新宿税務署長は、控訴会社が納付すべき昭和62年3月分の源泉所得税を10億2403万6584円にそれぞれ減額していることが明らかであり、その結果として控訴棄却の判断に至ったのであって、以上の経緯を総合勘案するならば、差戻前控訴審、上告審及び差戻後の当審において生じた費用を通じて、控訴人ら及び被控訴人らに次のとおり訴訟費用を負担させるのが相当である。

- (1) 控訴人Aと被控訴人武蔵府中税務署長との間に生じた費用は、これを7分し、その4を同控訴人の、その余を同被控訴人の負担とする。
- (2) 控訴人Bと被控訴人渋谷税務署長との間に生じた費用は、これを7分し、その6を同控訴人の、その余を同被控訴人の負担とする。
- (3) 控訴会社と被控訴人新宿税務署長との間に生じた費用は、これを7分し、その2を控訴会社の、その余を同被控訴人の負担とする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 小 林 克 巳

裁判官 山 崎 惠

裁判官 綿 引 万 里 子